

河川占用料新旧対照一覧表（令和6年4月1日改定）

区分		単位	期間	新単価（円）	旧単価（円）
苦小牧市準用河川流水水占用料等徴収条例第2条関係係別表（1）流水占用料（年額）	鉱工業用水	毎秒0.01立方メートル	1年度又は1使用期間	41,580	34,200
	汽缶冷却用水			7,810	6,400
	農産物加工用水			3,850	3,200
	魚族養殖用水			11,550	9,500
	鉱泉水	1口	1年度	類似の土地の価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。）に100分の6を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額	類似の土地の価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。）に100分の6を乗じて得た額
その他の用水	毎秒0.01立方メートル	1年度又は1使用期間	7,810	6,400	
区分		単位	新単価（円）	旧単価（円）	
苦小牧市準用河川流水水占用料等徴収条例第8条、第11条関係係別表（2）土地占用料（年額）	鉱泉地	1平方メートル	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額	
	工作物の伴う敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）		近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格に100分の6を乗じて得た額（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）	
	工作物の伴わない敷地		近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格に100分の5を乗じて得た額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格に100分の4を乗じて得た額（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）	
	農耕用敷地		近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき苦小牧市農業委員会が情報の提供を行った借賃（その情報の提供がなかったときは、類似の農業委員会が情報の提供を行った借賃）をいう。以下同じ。）を勘案して市長が定める額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額（農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき苦小牧市農業委員会が定めた小作料の標準額をいう。以下同じ。）に100分の75を乗じて得た額	
	採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額（1月未満の占有にあっては、その額に100分の110を乗じて得た額）	近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の45を乗じて得た額	
	鉄道及び軌道用敷地		1月以上の占有 80 1月未満の占有 88	80	

河川占用料新旧対照一覧表（令和6年4月1日改定）

区分		単位	新単価（円）		旧単価（円）
苫小牧市準用河川流水占用料等徴収条例第2条関係及び 苫小牧市普通河川管理条例第8条、第11条関係別表 別表（2）土地占用料（年額）	管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	1メートル	0.07メートル未満のもの	1月以上の占用 21	48
				1月未満の占用 23.1	
			0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1月以上の占用 30	
				1月未満の占用 33.0	
			0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1月以上の占用 45	
				1月未満の占用 49.5	
		0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1月以上の占用 61	95	
		1月未満の占用 67.1			
	0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1月以上の占用 91	190		
		1月未満の占用 100.1			
		1月以上の占用 120			
		1月未満の占用 132			
	第1種電柱	1本		1月以上の占用 570	1,000
				1月未満の占用 627	
第2種電柱	1月以上の占用 870		1,600		
	1月未満の占用 957				
第3種電柱	1月以上の占用 1,200		2,200		
	1月未満の占用 1,320				
第1種電話柱	1月以上の占用 510		930		
	1月未満の占用 561				
第2種電話柱	1月以上の占用 810		1,500		
	1月未満の占用 891				
第3種電話柱	1月以上の占用 1,100		2,100		
	1月未満の占用 1,210				
その他の柱類	1月以上の占用 51		72		
	1月未満の占用 56.1				
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1月以上の占用 5	10		
	1月未満の占用 5.5				
鉄塔	1基	1月以上の占用 1,000	1,400		
	1月未満の占用 1,100				

河川占用料新旧対照一覧表（令和6年4月1日改定）

区分		単位	新単価（円）	旧単価（円）	
苦小牧市準用河川流水占用料等徴収条例第2条関係及び 苦小牧市普通河川管理条例第8条、第11条関係別表 別表（3）土石等採取料	土砂	1立方メートル	143	130	
	砂		176	160	
	切込砂利		176	160	
	砂利		176	160	
	玉石		231	210	
	転石		979	890	
	芝草	1平方メートル	55	50	
	ぐい 木杭	1束	110	100	
	だ 粗朶	1束	66	60	
	しょう 帯梢	1束（25本）	110	100	
	雑草	100キログラム	77	70	
	その他（準用河川）、 規則で定める河川の産物（普通河川）			市長が定める額	